

登録業者の皆様へ

入札・契約制度の改正について(お知らせ)

災害復旧工事を円滑に進めるために、下記のとおり入札契約制度の改正を行いますのでお知らせします。

改正内容

1 現場代理人常駐義務の緩和

登録業者がより多くの工事案件の受注が可能となるよう、現場代理人の兼任を認める対象工事の要件を次のとおりとします。

現行	改正後
・予定価格が <u>2,500万円</u> 未満(建築一式工事は <u>5,000万円</u> 未満)の工事 合計 2 件までの工事	・予定価格が <u>3,500万円</u> 未満(建築一式工事は <u>7,000万円</u> 未満)の工事 合計 2 件までの工事 <u>ただし、災害復旧工事を</u> 含む場合は 3 件まで

2 新規登録業者を含めた指名範囲の拡大

現在、新規登録業者は 1 年間指名できないこととしていましたが、今後、新規登録業者も指名の対象とします。また、一般競争入札においても参加可能とします。

測量、調査、設計等業務委託も同様の取扱いとします。

3 指名競争入札の適用範囲の拡大【災害復旧工事等に限る】

災害復旧工事に限り予定価格が 5,000万円未満の工事についても指名競争入札による発注も可能とします。測量、調査、設計等業務委託も同様の取扱いとします。

4 指名競争入札の一者応札【災害復旧工事等に限る】

通常、指名競争入札は二者以上の応札を有効としています。が、予定価格 5,000万円未満の災害復旧工事等の指名競争入札に限り、一者応札でも有効とします。また、測量、調査、設計等業務委託も同様の取扱いとします。

なお、この旨は、指名競争入札通知書に記載します。

5 主任技術者等の恒常的雇用関係の取扱い【災害復旧工事に限る】

災害復旧工事に配置する主任技術者等については、配置可能な技術者(3か月以上の雇用関係が必要)が不足するなどやむを得ない事情がある場合に限り、3か月未満の雇用関係であっても技術者として配置することを可能とする。

実施時期：令和 3 年 1 月 1 日以降に入札公告及び指名通知する案件から適用